

関市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



関市

目次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	(P.1)
2	手続き方法	(P.2)
3	対象者の要件	(P.4)
4	必要なもの	(P.6)
5	受領証等について	(P.8)
6	自治体間連携について（転入・転出）	(P.9)
7	関市で利用できる行政サービス	(P.10)
8	パートナーシップ祝い品について	(P.11)
9	Q & A	(P.12)
10	(参考) 関市パートナーシップの宣誓に関する要綱	(P.13)
	(参考) 関市パートナーシップ祝い品贈呈事業実施要綱	(P.17)

パートナーシップ宣誓制度とは

制度の目的

関市は、関市第5次総合計画に「自分らしくありのままで暮らせる共生社会の実現」を定め、また、平成28年8月に性の多様性を認め、LGBTに対する配慮に向けた取組を始めることを表明した「LGBTフレンドリー宣言」をしました。

そして、令和4年4月から、性的少数者に対する配慮に向けた取組の一つとして、一方又は双方が性的少数者である2人を対象とした、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

法律上の婚姻とは異なり、法律的な効果が生じるものではありませんが、日常生活における悩みや生きづらさを軽減し、性別、性的指向または性自認、家族のかたち、国籍、年齢等にかかわらず、自分らしく暮らせることを目的としています。

用語の説明

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的少数者である2人の者の関係

宣誓

パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うこと

性的少数者

性的指向が異性のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者

2

手続き方法

宣誓から受領証等交付の流れ

1、 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則1週間前までに電話またはメールで予約してください。予約の連絡をいただいてから、原則3営業日以内に日時確認等のご連絡をします。連絡がない場合は、市民協働課までご連絡ください。

宣誓可能日時

平日（年末年始を除く）午前9時～午後4時

※希望する宣誓日に浴えない場合があります。

予約時に以下のことをお伝えください。

- ・お2人の氏名、生年月日、住所、連絡先、宣誓希望日時

予約・お問い合わせ先

TEL 0575-23-6806（直通）※土・日、祝日、年末年始除く

E-mail shiminkyodo@city.seki.lg.jp

2、 パートナーシップ宣誓

予約した日時に必ず2人揃って来庁し、市職員の面前で「パートナーシップ宣誓書」（別記様式第1号）及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書」（別記様式第2号）を記入し、必要書類（P.6～7参照）の確認をします。

※自らが宣誓書に記入ができない場合は、代筆が可能です。

※必要書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。

3、 受領証等の交付

パートナーシップ宣誓書受領証（1通）と宣誓書受領証明カード（2通）を、宣誓書の写しを添付して交付します。3種類のデザインの中からお選びください。

宣誓書受領証・・・A4サイズ

宣誓書受領証明カード・・・運転免許証サイズ

【Aタイプ】



【Bタイプ】



【Cタイプ】



※通称名を使用した場合、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

○交付に要する時間

【宣誓時に双方が市内在住／宣誓時に一方が市内在住、もう一方が他市在住】

宣誓日から1週間程度

【宣誓時に双方が他市在住（少なくとも一方が転入予定）】

少なくとも一方が市内在住であることが確認でき次第

3

対象者の要件

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 成年に達していること

※民法の改正により、令和4年4月1日以降は満18歳以上の方。

- ・ 市内在住であること、又は転入を予定していること

いずれかに該当する場合

- ・ 双方とも市内に在住している
- ・ 一方が市内に在住している
- ・ 双方が市内に在住していないが、双方が3ヵ月以内に市内に転入を予定している
- ・ 双方が市内に在住していないが、一方が3ヵ月以内に市内に転入を予定している

- ・ 配偶者または事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと

- ・ 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと

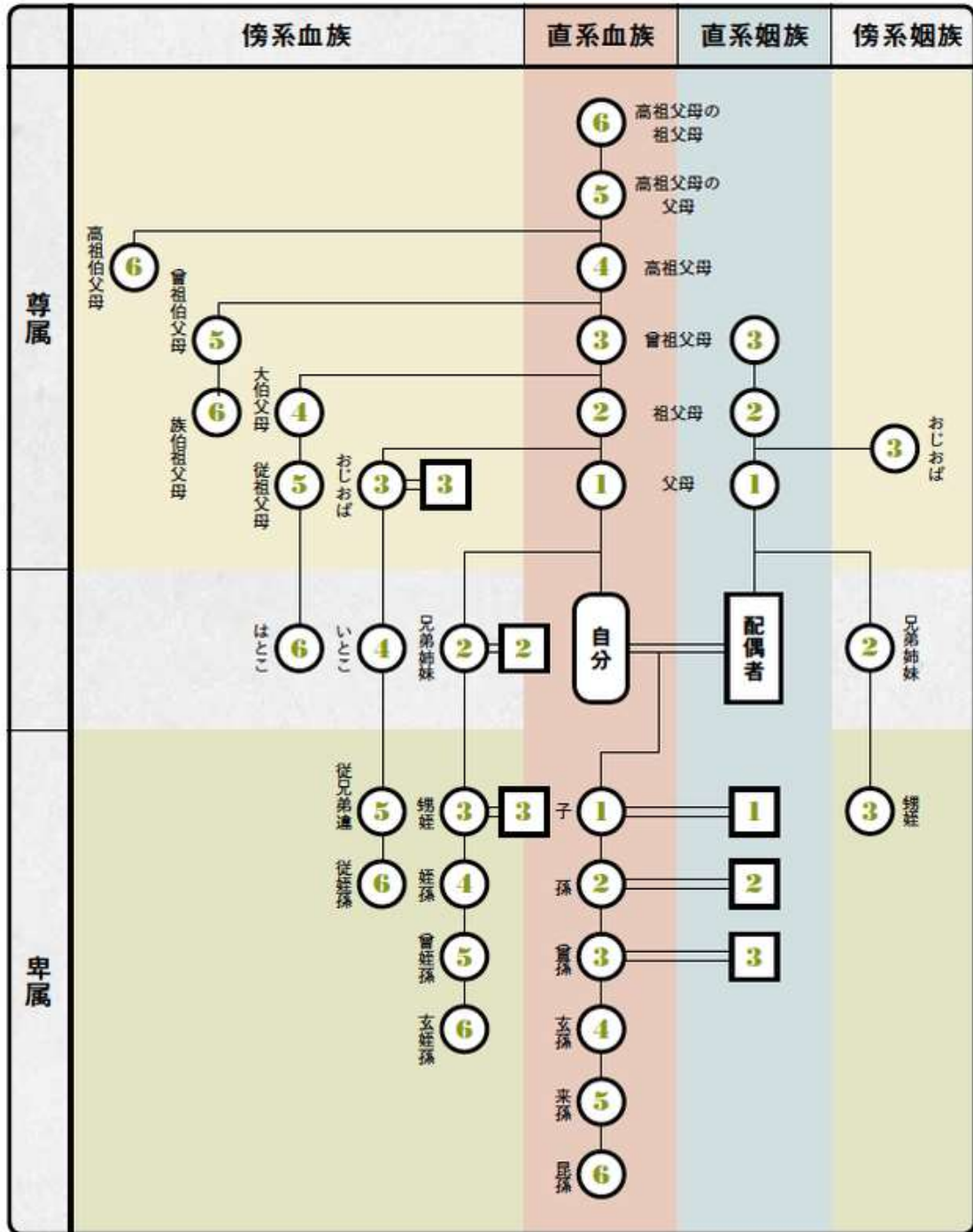
- ・ 宣誓者同士が近親者でないこと

直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族でないこと
(別表参照)

※養子縁組している場合を除きます。

(別表)

宣誓することができない続柄



□ = 配偶者を表す

4

必要なもの

詳細は、次頁をご覧ください。

(新規申請の場合)

申請方法	確認事項	市内在住	他市在住
来庁 (郵送 不可)	住所	なし(住基)	住民票の写しや 住民票記載事項証明書等
	婚姻有無	戸籍抄本や独身証明書等 ※外国籍(中長期在留者)の方は 婚姻要件具備証明書	戸籍抄本や独身証明書等 ※外国籍(中長期在留者)の方は 婚姻要件具備証明書
	本人確認	個人番号カードや運転免許証等	個人番号カードや運転免許証等
	通称名	勤務先・学校等が発行した証明書等	勤務先・学校等が発行した証明書等

(連携自治体から転入の場合)

申請方法	確認事項	市内在住	他市在住
来庁	住所	なし(住基)	住民票の写しや 住民票記載事項証明書等
	婚姻有無	転出元発行のパートナーシップ 宣誓書受領証等原本	転出元発行のパートナーシップ 宣誓書受領証等原本
	本人確認	個人番号カードや運転免許証等	個人番号カードや運転免許証等
	通称名	勤務先・学校等が発行した証明書等	勤務先・学校等が発行した証明書等
郵送	住所	なし(住基)	住民票の写しや 住民票記載事項証明書等
	婚姻有無	転出元発行のパートナーシップ 宣誓書受領証等原本	転出元発行のパートナーシップ 宣誓書受領証等原本
	本人確認	個人番号カードや運転免許証等の 写し	個人番号カードや運転免許証等の 写し
	通称名	勤務先・学校等が発行した証明書 等の写し	勤務先・学校等が発行した証明書 等の写し
	その他	記入済みのパートナーシップ宣誓継続申告書(別記様式第9号) 送付先住所、氏名を記載した返信用封筒(A4 サイズ、50g の切手を貼 付したもの。※簡易書留で返信希望の場合はその分を加算した切手)	

・住所が確認できる書類

市内在住でない方においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（どちらも3ヵ月以内に発行されたもの）をお持ちください。市内へ転入予定の方は、転入することが分かる書類をお持ちください（転出証明書、賃貸借契約書等）。そして、宣誓時にパートナーシップ宣誓に関する確認書（別記様式第2号）に転入予定日をご記入いただき、市内に転入後、宣誓日から3ヵ月以内にその旨ご連絡ください。転入後の住所については、「パートナーシップ記載事項変更届」（別記様式第6号）にご記入の上、提出してください。

※住民票の写しについて

- | | |
|-----------|-------------|
| ①住民票の種類 | 個人（該当者本人のみ） |
| ②世帯主氏名と続柄 | 省略 |
| ③本籍と筆頭者氏名 | 省略 |
| ④住民票コード | 省略 |
| ⑤個人番号 | 省略 |

・原本ではなく、コピーでの提出も可能です。

・婚姻していないことを証明する書類

戸籍抄本又は独身証明書（どちらも3ヵ月以内に発行されたもの）をお持ちください。外国籍（中長期在留者）の方においては、婚姻要件具備証明書の書面に日本語訳を添えて提出してください。

・本人確認ができる書類

顔写真付きの書類1つをご提示ください。

（例）個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード

・通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類

氏名と併せて通称名の使用を希望する場合ご提示ください。

（例）勤務先・学校等が発行した証明書、通帳等

5

受領証等について

紛失した場合

受領証等を紛失、または破損したため再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（別記様式第5号）を提出してください。なお、紛失した受領証等を発見したときは、返還してください。

書類の記載事項に変更が生じた場合

氏名（又は通称名）や住所が変更した場合、「パートナーシップ記載事項変更届」（別記様式第6号）に記入し、交付済みの受領証等及び変更内容を証明する書類とともに提出してください。

返還したい場合 ※転出の場合は返還不要の場合があります。詳細は次頁参照

下記に該当する場合は、「パートナーシップ宣誓受領証等返還届」（別記様式第7号）に記入し、受領証等とともに提出してください。

- ・パートナーシップを解消した
- ・一方が死亡した
- ・要件に該当しなくなった

返還となる場合

下記に該当する場合は、「パートナーシップ宣誓受領証等返還決定通知書」（別記様式第8号）により受領者に通知します。この通知を受け取り次第、受領証等を返還してください。

- ・パートナーシップが解消されたことが明らかである
- ・宣誓書等の内容に虚偽があったことが明らかである
- ・要件に該当しないことが明らかである

※受領証等が返還されない場合、受領証等の交付番号を公表します。

6

自治体間連携（転入・転出）

制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同様の制度を実施している自治体と連携し、手続きを簡略化します。具体的には、転出元自治体への受領証の返還手続き、転入先自治体への2人そろっての再度の宣誓および独身証明書等の提出が不要となります。

連携自治体一覧は市HPをご確認ください。

・ 関市から転出する場合

関市へ受領証等の返還は不要です。転入先自治体で継続申告の手続き及び関市発行の受領証等の提出を行ってください。

・ 関市へ転入する場合

● 来庁の場合

① 継続申告の予約（P.2 参照）

② 継続申告

予約した日時に来庁し、「パートナーシップ宣誓継続申告書」（別記様式第9号）及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書」（別記様式第2号）を記入し、必要書類（P.6～7 参照）の確認をします。

③ 受領証等の交付（P.3 参照）

● 郵送の場合

① 継続申告の事前連絡

お2人の氏名、生年月日、住所、連絡先、転出元自治体、希望するカードデザインを電話またはメールにて事前にご連絡ください。

② 書類の送付

必要書類（P.6～7 参照）を市民協働課宛てにお送りください。

③ 受領証等の交付

返信用封筒を同封された方には郵送で受領証等を交付します。来庁にてお受け取りいただくことも可能です。

7

関市で利用できる行政サービス

担当課	行政サービス
管財課	市営住宅・特定公共賃貸住宅の入居
農林課	就業者住宅の入居
企画広報課	結婚新生活支援事業 補助金の交付
市民協働課	パートナーシップ祝い品の贈呈

(令和6年11月1日現在)

受領証等の提示をいただくことで、上記行政サービスが利用可能です。最新のサービス一覧については、市HPをご覧ください。なお、各行政サービスによって対象条件が異なりますので、詳細は各担当課へお問い合わせください。

パートナーシップ祝い品については、次頁をご参照ください。

民間企業等においても、受領証等の提示によるサービスが増えるよう、周知啓発に取り組めます。



※受領証等の交付により、利用が不可能となる行政サービスもあります。

8

パートナーシップ祝い品について

受領証等の交付者に対し、祝い品として関市地域経済応援券（電子商品券「せき pay」1,000円×20枚、中小規模限定券と大規模・中小規模共通券各10枚ずつ）を1組に1回贈呈します。市内在住者の宣誓を祝福するとともに、本市への移住及び定住の促進を図ることが目的です。

対象者

以下すべてに該当する方が対象者となります。

- ・受領証等の交付日から14日以内に双方が市内に在住していること。

なお、交付日以降に転入した場合、その旨を受領書等の交付日から30日以内に市民協働課まで申出すること。

（例）受領証等交付日：4月1日

転入：4月15日まで 申出：5月1日まで

- ・宣誓書提出日と同日に転出の届出をしていないこと。
- ・同一人と再びパートナーシップ関係となる場合、過去に祝い品を受領していないこと。
- ・パートナーシップにある両者が、過去に他の自治体でパートナーシップ宣誓書受領証その他これに類するものの交付を受けていないこと。

贈呈

【受領証交付時に双方が市内在住】

受領証等交付時と同時

【受領証交付時に一方が他市在住】

転入の確認ができ次第

返還となる場合

下記に該当する場合、「関市パートナーシップ祝い品返還通知書」（別記様式第2号）を通知し、受贈者に使用済みの祝い品相当の金額の全部または一部の返還を請求します。

- ・規定に違反した
- ・偽りその他不正な行為により祝い品を取得し、使用したことが明らかとなる
- ・受贈者として適切でないと市長が認める

9

Q & A

- Q 制度を利用したいが、人に見られない場所で手続きをすることはできますか？
- A 市民協働課窓口ではなく、個室（会議室）での対応となります。
- Q 郵送で宣誓手続きはできますか？
- A 新規申請の場合は、双方が市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書を記入していただく必要があるため、郵送では手続きができません。ただし、転入による継続申告については郵送でも手続きができます。
- Q 費用はどのくらいかかりますか？
- A 宣誓書受領証等の発行に費用はかかりませんが、添付書類の住民票や戸籍抄本等の発行手数料がかかります。
- Q 有効期限はありますか？
- A ありません。留意事項については、P.8を参照ください。
- Q 同居していないと対象となりませんか？
- A 同居していなくても対象となります。ただし、一方が本市在住または双方が本市在住でなければなりません（転入予定含む）。
- Q 宣誓すると戸籍や住民票の記載は変わりますか？
- A この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。
- Q パートナーシップ祝い品は、どこで使えますか？
- A 「せきちヶサーチ」で検索しご確認ください。
- Q 他のパートナーシップ宣誓制度導入自治体との連携はしていますか？
- A 令和6年11月1日より、自治体間連携を開始し、転入・転出時の手続きを簡素化しています。対象となる連携自治体等は市HPでご確認ください。

10

(参考) 関市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めることにより自分らしくありのままで暮らせる共生社会の実現を目指し、性別、性的指向又は性自認、家族のかたち、国籍、年齢等にかかわらず、一人ひとりの個性及び多様性を認め合えるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 性的少数者 性的指向が異性のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）の少なくとも一方が、本市の住民基本台帳に記録され、又は宣誓の日から3月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓者同士が直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族（以下「直系血族等」という。）でないこと。ただし、養子と養方の傍系血族との関係である場合を除く。
- (6) 宣誓者が外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、宣誓をする日程等について事前に市長と調整しなければならない。

2 宣誓者は、双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下

「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(別記様式第2号。以下「確認書」という。)(以下「宣誓書等」という。))に自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の宣誓者が住民基本台帳に記録されていることが分かる書類
- (2) 戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の宣誓者が現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者が宣誓書等に自ら記入することができないと認めるときは、当該宣誓者の双方の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令に基づき官公署が発行する免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、宣誓者本人の顔写真が貼付されたもの(通称名の使用)

第6条 宣誓者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を第4条第2項の規定による提出をする際に市長に提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第2項の規定による提出をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(別記様式第3号)及びパートナーシップ宣誓書受領証明カード(別記様式第4号)(以下「受領証等」という。))に同項の規定により提出された宣誓書の写しを添付して当該提出をした者に交付する。ただし、市長は、当該提出をした者が宣誓の日から3月以内に本市への転入を予定しているときは、当該提出をした者から本市へ転入した旨の申出があった後に受領証等を交付する。

2 前項の場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、氏名と併せて通

称名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

3 受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(記載事項の変更)

第9条 受領者は、氏名、住所その他第4条第2項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、パートナーシップ記載事項変更届(別記様式第6号)に受領証等及び変更内容を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により受領証等の返還をする場合は、この限りでない。

2 第4条第2項ただし書の規定は、前項の書類の添付について準用する。

(受領証等の返還)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第7号。以下「返還届」という。)に受領証等を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 受領者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号まで及び第6号のいずれかの要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領証等の返還を求めることを決定し、パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書(別記様式第8号)により受領者に通知する。

(1) 受領者のパートナーシップが解消されたことが明らかになったとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件に該当しないことが明らかになったとき。

3 受領者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに受領証等を市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合又は第2項の規定により受領証等の返還を決定した場合であって、受領証等が返還されないときは、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(令和6年4月1日パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク制定)第4条に規定する構成自治体(以

下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証その他これに類するものの交付を受けている者が、本市への転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、第7条第1項の規定にかかわらず、受領書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により受領書等の交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方がパートナーシップ宣誓継続申告書(別記様式第9号)及び確認書(以下「申告書等」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証その他これに類するもの

(2) 住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の継続申告者が住民基本台帳に記録されていることが分かる書類(申告書等の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、継続申告者が申告書等に自ら記入することができないと認めるときは、他の者に代筆させることができる。

4 市長は、第2項の規定による申告書等の提出があり、かつ、継続申告者双方の同意を得たときは、遅滞なくその旨を転出地である連携自治体に通知するものとする。

5 第1項の規定による受領証等の交付については、第3条、第5条、第6条、第7条第2項及び第8条から前条までの規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第11条第2項」と、第10条第2項中「宣誓書等」とあるのは「申告書等」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(参考) 関市パートナーシップ祝い品贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、受領証等の交付を受けた者に対し、パートナーシップ祝い品（以下「祝い品」という。）を贈呈することにより、市内在住者の宣誓を祝福するとともに、本市への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 関市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和4年関市告示第36号。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定するパートナーシップをいう。
- (2) 宣誓 要綱第2条第2号に規定する宣誓をいう。
- (3) 受領証等 要綱第7条第1項に規定する受領証等をいう。
- (4) 受領証等の交付 要綱第7条第1項の規定による受領証等の交付をいう。

(贈呈対象者)

第3条 祝い品の贈呈の対象となる者（以下「贈呈対象者」という。）は、受領証等の交付を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 受領証等の交付を受けた日から起算して14日以内にパートナーシップにある両者がともに本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、当該受領証等の交付を受けた日後に本市の住民基本台帳に記録されることとなった場合は、同日から起算して30日以内に市長に対し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出及び贈呈対象者に該当する旨の申出をしていること。
- (2) 受領証等の交付を受けた日と同日に転出の届出をしないこと。
- (3) 同一人と再びパートナーシップになる場合は、過去に祝い品を受領していないこと。
- (4) パートナーシップにある両者が、過去に他の自治体でパートナーシップ宣誓書受領証その他これに類するものの交付を受けていないこと。

2 前項第1号の場合において、市長は、同号の書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(祝い品)

第4条 祝い品は、関市地域経済応援券等事業実施要綱（平成31年関市告示第50号）第2条第2号の電子商品券とし、同号に規定する共通券及び限定券の区分ごとにそれぞれ10,000円分とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、当該電子商品券に代えて、同条第1号の応援券とし、同号に規定する共通券及び限定券の区分ごとにそれぞれ10枚とすることができる。

(祝い品の贈呈等)

第5条 祝い品は、受領証等の交付時（第3条第1項第1号の申出があった場合は当該申出があった時）に贈呈する。

2 祝い品の贈呈は、パートナーシップにある2人1組につき1回とする。

3 市長は、祝い品の贈呈を適正に管理するため関市パートナーシップ祝い品贈呈事業管理台帳（別記様式第1号）を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。

(祝い品の返還)

第6条 市長は、祝い品の受贈者（以下「受贈者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、祝い品の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により祝い品を取得し、又は使用したことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、受贈者として適切でないと市長が認めたとき。

2 前項の場合において、受贈者が既に祝い品を使用しているときは、市長は、使用済みの祝い品相当の金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定により、祝い品の返還又は使用済みの祝い品相当の金額の全部若しくは一部の返還をさせるときは、関市パートナーシップ祝い品返還通知書（別記様式第2号）により受贈者に通知する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

関市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック
令和6年11月版

関市協働推進部市民協働課

〒501-3894

関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-6806（直通）

FAX 0575-23-7744

E-Mail shiminkyodo@city.seki.lg.jp